

議案書

各議案の趣旨・内容

※ 1, 3, 4 号議案についての詳細な内容は 11 月 26 日付け配布文書又は町内会ホームページ掲載の資料でご確認ください。

(町内会ホームページへは「三成下町内会」で検索するか URL

<https://www.minarishimo.com/> でアクセスください)

第 1 号議案

「三成下町内会規約（案）」の承認について

内容：「町内会規約策定委員会」において了承された規約案（資料①）についての承認
趣旨：

【資料① 三成下町内会規約（案）】（11 月 26 日付け配布）を参照のこと。

一部修正

第 11 条（役員の種別及び選任）については次のように変更する。

規約案では第 11 条において「専門部長」及び「各部長」と、「部長」と表記していたが、部長が 2 名となっているのは不合理であるので、部長と表記している部分は「委員」と改める。

また回答書も参照のこと。

第 2 号議案

「認可地縁団体」としての認可を申請することについて

内容：「認可地縁団体」としての認可を尾道市に申請することの承認

趣旨：別紙【「認可地縁団体」となるための認可申請をすることについて】を参照のこと。

第 3 号議案

「三成八幡神社負担金（寄附金）の値上げ」について

（町内会組織と三成八幡神社氏子組織を分離する）

内容：町内会組織と三成八幡神社氏子組織を分離することの承認

趣旨：現在神社への負担金は町内会員全員が負担する町内会費の一部という位置づけであるが、「自治会による神社管理費の一括徴収が個人の信教の自由ないしは信仰の自由に対する侵害にあたる」という裁判の判例がある通り問題であるので、町内会費に神社負担金を含めるのをやめる。その代わり氏子集団を別に組織し、町内会組織と氏子組

織とを分離する。神社の負担金（寄附金）はそこが徴収すべきであり、金額についてもそこが決めるべきことである。

本来神社へは各自の任意の寄附金であるはず。従って払うかどうかは各個人が判断することで、またその金額を町内会が決めることではない。従って町内会費は 6,000 円とし、神社への負担金（寄附金）には関与しない。

なお、かつては町内会費と神社負担金（寄附金）を別々に集金していたが、面倒であるので一括して集金するようになったという経緯がある。集金する手間を省くため神社負担金については、氏子集団が町内会にその集金を委託する形とし町内会費と神社負担金を同時に集金することとする。

関連文書

【資料② 三成八幡神社負担金（寄附金）の値上げ問題について】（11 月 26 日付け配布）を参照のこと。

また回答書も参照のこと。

第 4 号議案

「町内会内における任意登録団体」制度の創設について

内容：町内会規約細則「町内会内における任意団体の取り扱いについて」の承認

趣旨：町内会が会員の利益となると判断した団体を登録団体として登録し、活動助成金を支給する。そのことについての規則を定める。

関連文書

【資料③ 町内会内における任意団体の取り扱いについて】（11 月 26 日付け配布）を参照のこと。